

奈良県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更事項		変更年月日
				旧	新	
株式会社 ほっとナ ビ	大阪府松原 市田井城三 一七四一 コーポミ カー階T○ 一号室	ほっとナ ビ訪問看 護ステー ション	磯城郡田原 本町大字新 町一三―五 ブルジュ ール一〇三	（開設者） 株式会社 メデイカ ルナビ	（開設者） 株式会社 ほっとナ ビ	平成三十年 六月二十八 日
有限会社 八仙興業	橿原市中曾 司町八一― 二	孫の手訪 問介護セ ンター	橿原市中曾 司町八一― 二	（所在地） 御所市柳 田町四七 九―六	（所在地） 橿原市中 曾司町八 一―二	平成三十年 七月一日